

政策調整会議の概要

開催日 平成 19 年 6 月 7 日 (木)

項 目

1 高知県南海地震に強い地域社会づくり条例の骨子案について

内 容

1 高知県南海地震に強い地域社会づくり条例の骨子案について【危機管理部】

危機管理部から、高知県南海地震に強い地域社会づくり条例の骨子案について説明があり、意見交換を行った。

【説明概要】

- ・ 南海地震条例は、平成 17 年度に推進本部の中にチームを立ち上げ、昨年 5 月からは公募委員 4 名を含む 12 名の「高知県南海地震条例づくり検討会」で、南海地震条例の趣旨、基本となる理念、条例の方向性、盛り込むべきテーマ、あるいは項目などについて議論を行い、骨子案を取りまとめていただいた。
- ・ この骨子案は、条例という形の法令の形にする前のもので、6 月 11 日に開催される南海地震推進本部で協議を行い、6 月 18 日から 7 月 31 日までパブリックコメントを実施する。その間、県内 10 カ所で開催し、関係団体とも意見交換を行う。
- ・ また、県議会との協議を経て、条例案文の検討と取りまとめ作業を行い、10 月末を目処として、改めてパブリックコメントを行い、推進本部会議、法令審査を経て、来年の 2 月議会に提案をしたいと考えている。
- ・ 条例の必要性としては、災害対策基本法に基づき策定する地域防災計画は、行政などの公助の取り組みが中心になっており、被害を軽減するために重要な自助とか共助とか、そういった役割を明らかにするには、県民、事業者、自主防災組織などの役割をお互いに認識しながら連携していくためのルールづくりが必要であり、その拠り所となる息の長い取り組みを法的に担保する条例を制定する必要があるとしている。
- ・ 条例の基本的な考え方では、この条例の目的は、県民の生命、身体および財産を守ることであり、そのためには、地震時に適切な避難行動を取らなければならないこと。また、役割分担と連携がなされるとともに、地震の知識を正しく学び、備えの行動が事前になされていることが前提になる。そして、そういった取り組みの輪を広げて、地震への備えを習慣とすることにより、生活、仕事、教育の中に防災文化として根づかせていくことで、震災に強い地域社会の実現を目指そうとしている。
- ・ この南海地震対策は多岐にわたるため、この条例に盛り込むべき事項は、条例の目的や理念を実現するものとして、例えば、県民の皆様の生命に関わること。2 つ目として、県、県民、事業者等との役割分担や連携に関すること。それから 3 つ目として、県民の皆様、事業者等に必要性や仕組みについて理解を求めるもの。そして、県民の皆様、事業者等に守っていただきたいこと。以上 4 つの視点を重視して規定している。
- ・ 条例の特徴については、総合的な条例としていること。何より被害を軽減するためには、事前の予防や備えが重要ですが、一方、いったん発生したときの被害の拡大を防ぐための応急処置、あるいは被災から一日でも早く生活や経済を立て直す必要があるため、このため予防に重点を置きながら、応急、復旧、復興までの対策を含む総合的な条例とした。先行する東京都をはじめとした 6 つの都府県の地震条例では、予防、応急、復旧、復興といった発生を挟みながら時系列で条文を策定しているが、地震による災害、あるいは不自由な生活がイメージできるように、災害に遭わないためには、事前に何を準備し備えなければならないかなど、

発生したときに何をしなければならないかを理解してもらうために、揺れ、津波、火災、土砂害、そういった災害事象別に構成を行った。そして、最も重要な震災に強い人や地域づくりをどう進めるかといったことをまとめ、最も多くスペースを割いている。

- ・ 条例の骨子案の構成としては、総則では、条例の趣旨、定義、基本理念、県民の責務、事業者の責務、県の責務と、それから市町村の役割について規定している。2章から5章までは、災害事象別の取り組みなどを書いている。6章から8章までは、応急、復旧、復興について。9章では、震災に強い人づくりや地域づくりを進める。そして10章で、対策を計画的に進めるために行動計画を作成することを規定している。
- ・ また、骨子案では、あらましを巻頭に掲げ、この章には何が記載されているのか。また規定の背景や趣旨を分かりやすく解説してある。
- ・ まだ骨子案の状況であり、これから条例案文にしていく必要があるので、今後ともご協力をお願いしたい。

【主な意見】

- ・ この条例がその施行する前と、施行された後とで、県民生活がどのように変わるのか。例えば、県民の義務や罰則がないので、あくまでも啓蒙、啓発なのか。その条例の趣旨は、基本的にどこにあるのか。
条例の趣旨は、自助、共助を基軸にしながら、ということがポイントである。われわれは地域防災計画に基づき様々な公的な部分について対策を進めているが、南海地震対策は自助と共助が必要であり、だからこれをぜひ進めてもらう、その拠り所となるのがこの条例である。
- ・ パブリックコメントを取る資料としては膨大すぎるのではないか。
この条例は、県民とともにつくるというその過程を大事にしながら、県民の皆さんとワークショップやシンポジウムを行い、意見をもらったりしながら項目立てを行い、県民の皆さんが南海地震対策で何を一番重視しているのかという分析もしながら、議論をしてきたつもりである。
- ・ 意見を聴く時に、どういう層に聴くのか。例えば、広く一般県民なのか、県会議員の方に聴くのか。またアイデアを問うのか、感想を問うのか。その辺りがはっきりしない。
- ・ これを1冊にせず、3分冊にする、条例の骨子と解説や資料と分けるなど、本当に意見が聴きたいのはここまで、ということがはっきりすれば分かりやすい。
- ・ 基本理念など基本のところでもっと意見が出るのではないか。その上で、骨子案の中のあらましみたいなものは読みやすくした上で、やはり付属して付けないと分からない。だから当面は、基本的な考え方や特徴、骨子案の構成と、加えてあらましの部分の集大成を見てもらいたくて、まずはこれをよく読んで意見をください。それを踏まえて、実は骨子案もこうなっているので、これも参考にしてもらえれば、と。また、説明会でも使えるよう、各章ごとに図みたいなものがあると分かりやすい。(副知事)
- ・ 条例のタイトルが、「地震に強い地域社会づくり条例」だが、それは事前になすべきことであって、この条例に盛り込まれてる多くの部分は、その次の段階、地震が発生した後の応急、復旧、復興まで入っている。要するに、南海地震対策条例そのものなので、少しオブラートに包みすぎたか。(副知事)
- ・ また、どうして「生命、身体、財産に係る権利を守る」と書いて、「生命、身体、財産を守る」と書けないのか。少し利に走りすぎている感じを受けるので、委員の意見は十分承知の上で、パブリックコメントの機会に少し議論をしてみたらどうか。(副知事)

県民の責務のところは、もっと直接的に書いているが、ご指摘の部分は、まだ、そうした表現が残っていた。

(今後、意見があれば、各部局で部長に意見を上げてもらい、11日に予定する次回の本部会議で議論を行うこととした。)